



## 尾道市における重層的支援体制整備事業と 保健分野(メンタルヘルス)の協働について



尾道市役所 健康推進課 元気づくり係  
保健師 黒飛 史絵  
尾道市社会福祉協議会 暮らし支援課  
課長 高橋 望



# ■ 尾道市における分野別支援体制 【重層的支援体制整備開始前】 ～分野ごとの典型的リスクに対する支援を充実～

## 高齢

- ・地域包括支援センター
- ・生活支援体制整備事業
- ・小地域ネットワーク事業
- ・ふれあいサロン事業
- ・シルバーリハビリ体操事業
- ・認知症高齢者等支援事業 など

地域ケア会議

高齢者福祉計画  
介護保険事業計画

## 子育て

- ・子育て世代包括支援センター ぽかぽか★
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子どもの居場所支援事業
- ・子どもの居場所づくりネットワーク事業
- ・子ども食堂支援事業 など

要保護児童対策地域協議会

子ども・子育て支援計画

## ダブルケア

## 自殺対策 精神保健

- ・こころサポート事業
- ・こころの相談事業 など

自殺対策推進委員会

自殺対策推進計画

## ヤング ケアラー

## 障害

- ・障害児・者相談支援事業「はな・はな」
- ・地域活動支援センター事業
- ・障害児居宅介護・短期入所支援・行動援護
- ・児童発達支援、医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス など

自立支援協議会

障害者福祉保健計画  
障害・障害児福祉計画

## 困窮

- ・くらしサポートセンター尾道
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・家計相談事業
- ・子どもの学習支援事業
- ・就労支援 など

支援調整会議

生活困窮者自立支援法

## 支援拒否

## ひきこもり

8050

# 生活困窮から見た多機関連携

平成30 ○生活困窮者自立支援法の改正【理念の条文化】

○尾道市支え合いセンター(平成30年西日本豪雨災害)

令和2年 福祉まるごと相談窓口〔複雑課題のワンストップ窓口〕

## 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

### 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

### 2. 制度のめざす目標

#### (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

#### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

### 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

制度の意義:

包括的な支援体制を創設

制度の目指す目標:

本人の意欲や想いに寄り添った支援➡伴走支援

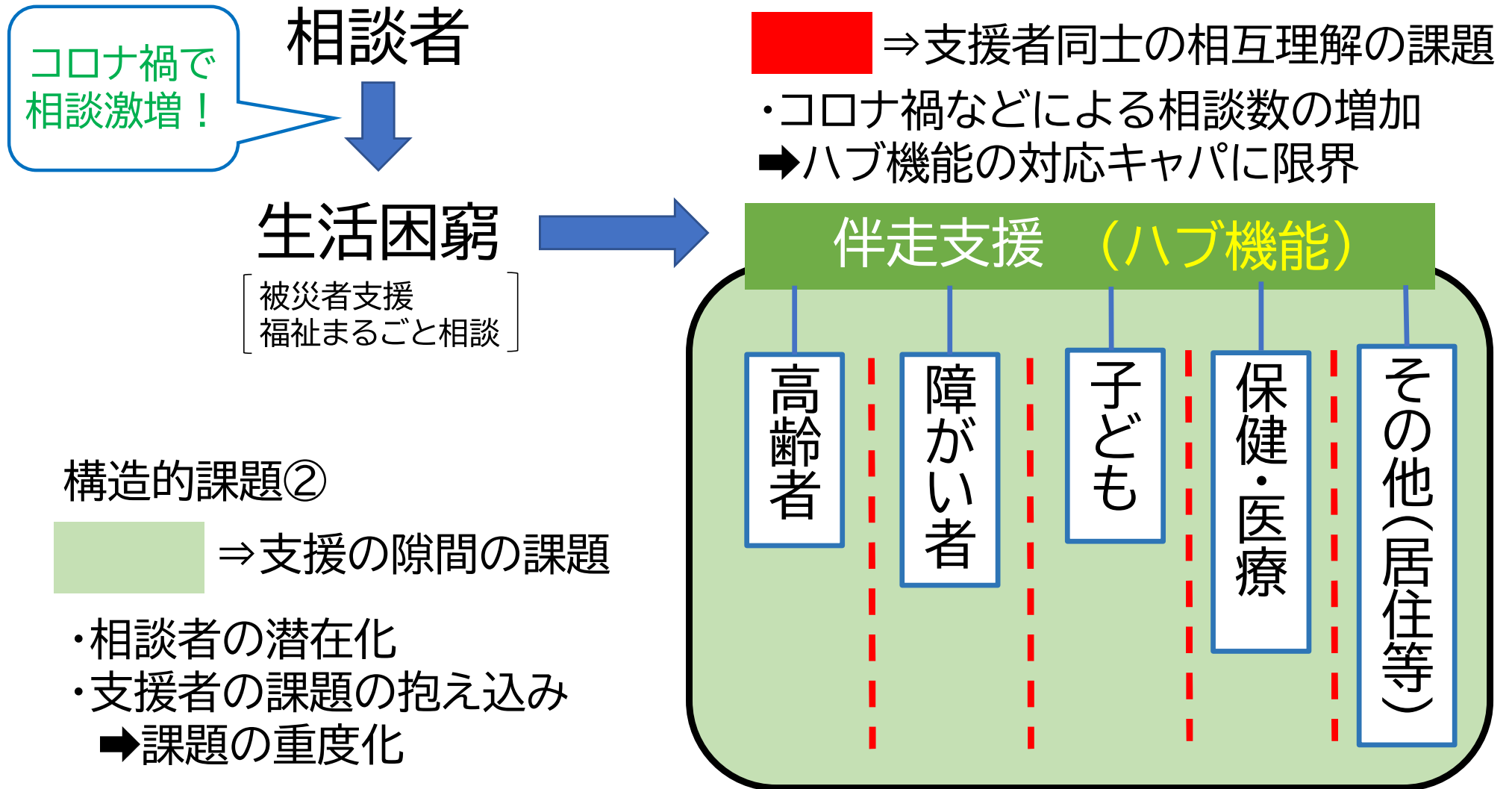
包括的な支援:

制度の狭間に陥らないよう課題を広く受け止める

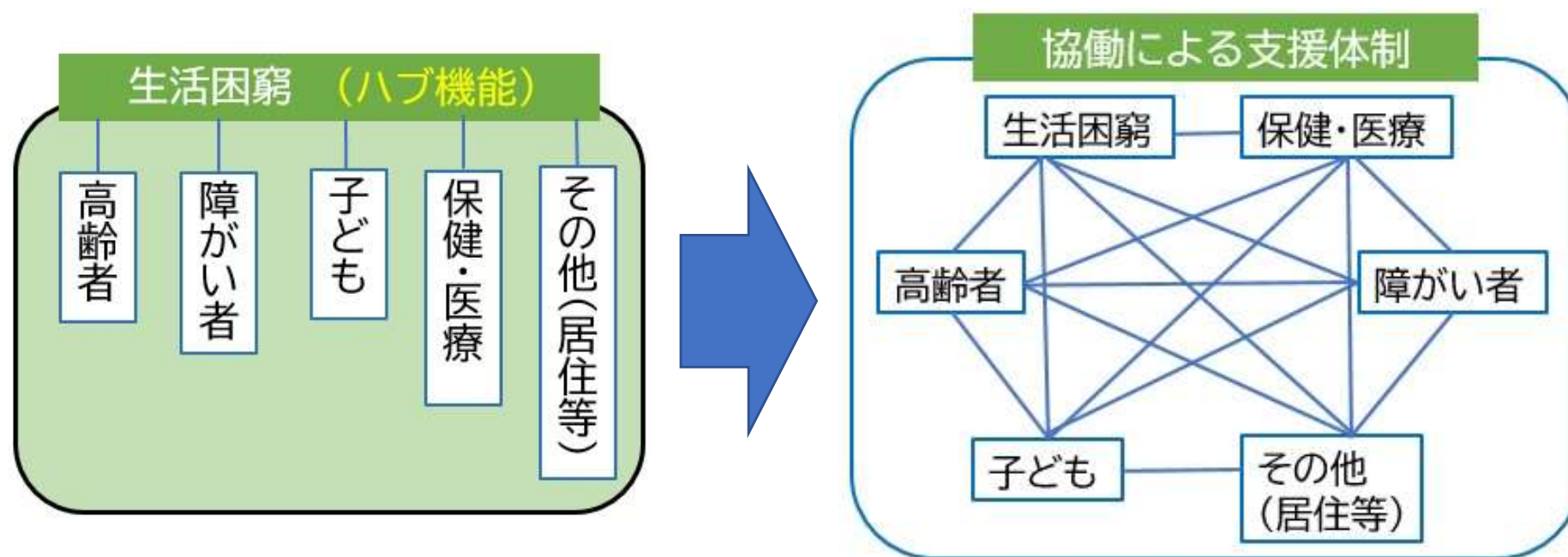
分権的・創造的な支援:

官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# ◎生活困窮者自立支援から始めた多機関連携



# 構造的課題①： 支援者同士の相互理解で協働による支援体制を構築



➡協働による支援体制の構築に向けた”場“を作りたい

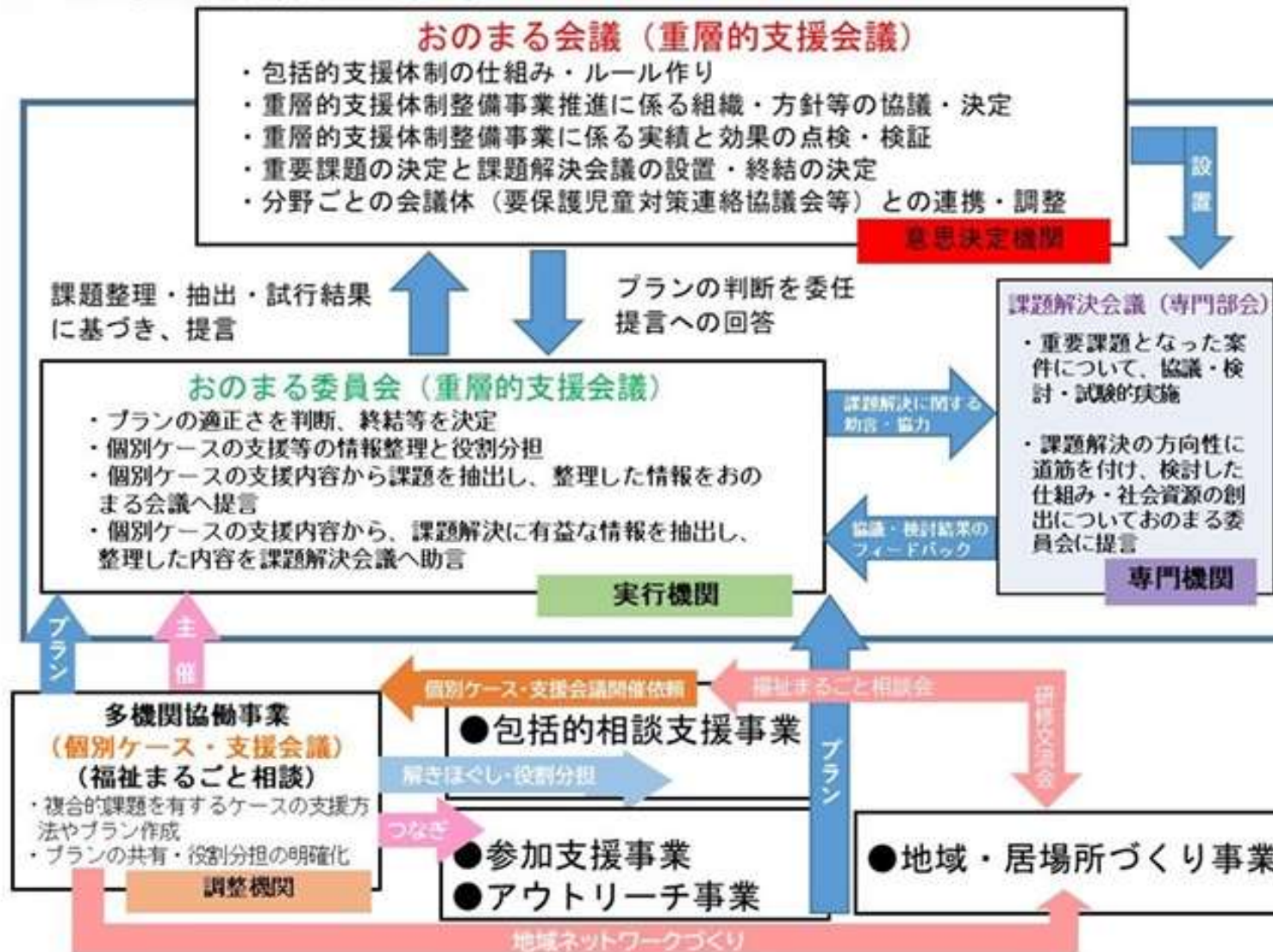
## 地域共生社会・重層的支援体制整備事業の趣旨

- 地域共生社会は、こうした包括的支援と地域支援を総合的に推進するという生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、この理念を実現するための1つの仕組みである。

⇒重層的支援体制整備事業を仕組みとして利用(活用)しよう

# 構造的課題②：支援の隙間の課題

令和 3年 地域共生包括化推進会議【重層的支援体制移行準備】  
令和 6年 おのまる会議【重層的支援体制整備事業】



令和3～5年  
地域共生包括化推進会議

令和6年  
おのまる会議

## ◎重層的支援体制整備事業における保健との協働

○生活困窮とメンタルヘルスの課題は表裏一体

⇒伴走支援遂行のためには、メンタル不調への気づきが大事

○複合課題はメンタル不調や精神疾患が背景にあることが多い

⇒個別ケース会議に上がる多くのケースにメンタルヘルスに係る課題がある

○精神疾患などの理解を広げる地域づくり活動を保健分野と協働

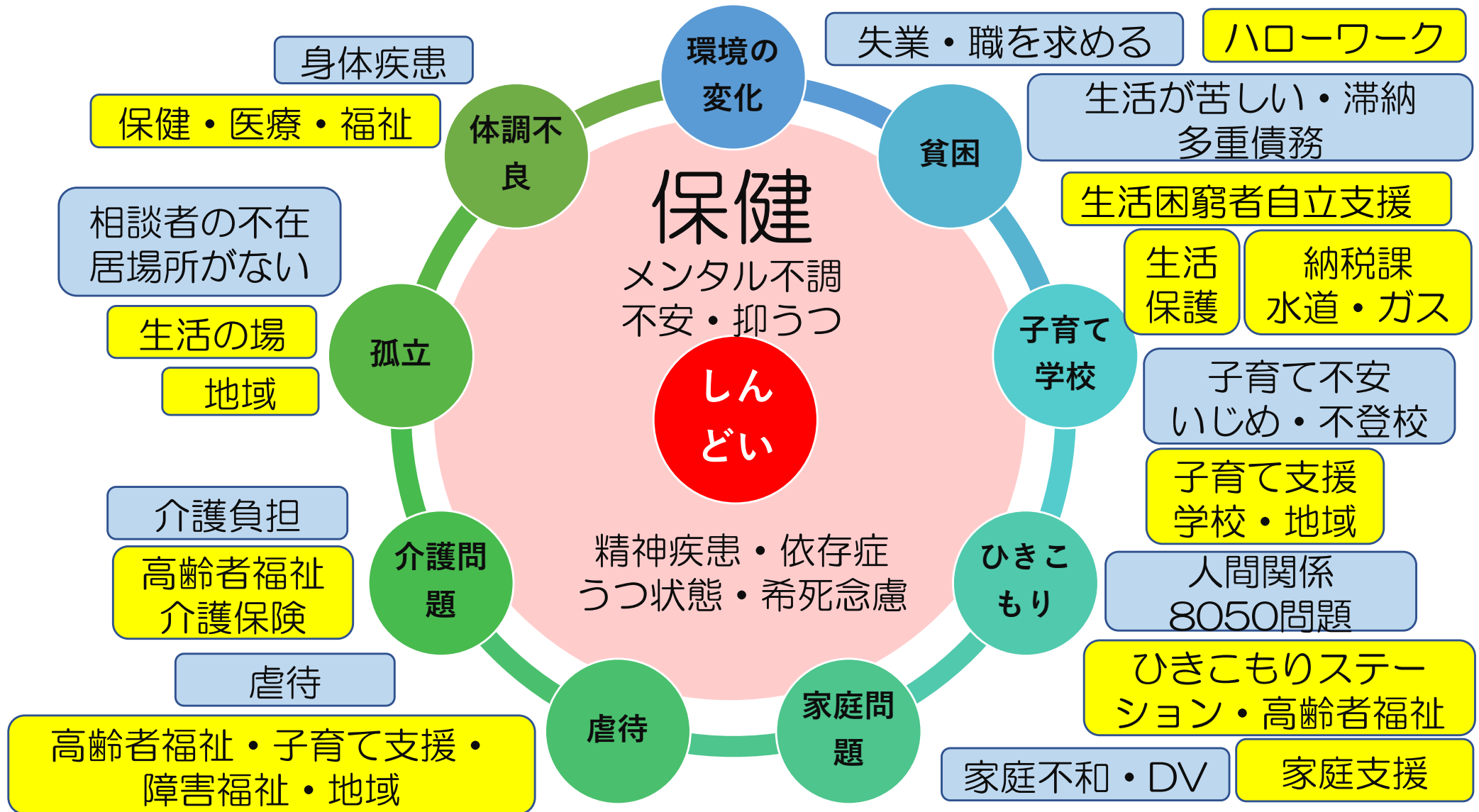
⇒精神疾患があっても地域で安心して暮らせる環境を構築

**重層事業で保健分野との協働は必須**

# 尾道市の精神保健福祉業務体制の変遷

- ・ 平成14年 国 精神保健福祉法の改正で保健所から精神保健福祉業務の一部が市町村へ移譲
- ・ 平成18年 市 障害者自立支援法が施行され、3 障害を福祉で、その他メンタルヘルスに関するものを保健で対応
- ・ 平成30年 市 こころサポート事業（アウトリーチ支援事業）開始
- ・ 令和2年 市 重層的支援体制整備スタート
- ・ 令和3年 国 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」において、日常生活圏域を基本として市町村などの基礎自治体を基盤として進めることなどについて盛り込まれた
- ・ 令和6年 国 法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象となる

# 生活上の課題とメンタルヘルス



**保健（メンタルケア）＋生活支援は  
重層的支援体制において切っても切り離せない**

# 重層的支援体制の構築によるメリット

## (保健師側)

- ・制度のはざまにある人  
たちと一緒に支える仲  
間ができた
- ・精神保健の重要性を  
理解してもらえた

## (支援者)

- ・支援に対する温度差の  
緩和
- ・支援者の負担感の減少

## (相談者)

- ・支援の幅の拡大
- ・孤独感の緩和
- ・精神疾患の重症化予防
- ・地域での安心した  
生活の継続



ご清聴ありがとうございました